

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年12月21日（火） 8：54～9：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣，内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣，内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
野田 聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	7件
○国会提出案件	10件
○公布（法律）	3件
○政令	9件
○人事	2件
○報告	2件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、野田大臣から御発言があります。

次に、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方公共団体からの提案等を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進に係る方針について定めるものであります。

次に、NHKの「令和2年度決算及び業務報告書」を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「モルドバ国」及び「イラク国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、22日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「コートジボワール国」、「トーゴ国」及び「オマーン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書10件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正法」外2件が、昨日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日令」は、公金受取口座の登録等に関する規定の施行期日を令和4年1月1日とするものであります。

次に、「国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令」は、少年法等の一部改正法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の適用対象となる給付金として、デジタル田園都市国家構想推進交付金等を追加するものであります。

次に、「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、近年の視覚障害に関する医学的知見を踏まえ、児童扶養手当の支給要件等のうち、視覚障害に係る基準を見直すものであります。

次に、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、特定建築物の居室における空気中の一酸化炭素の含有率及び温度の基準を見直すものであります。

次に、「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、試験研究及び分析用に使用される特定物質等の製造数量の許可を不要としている暫定措置について、当該期限の撤廃等を行うものであります。

次に、「特許法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、特許料の額を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」は、一定限度を超える騒音の発生しない空気圧縮機等を規制対象外とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、アラブ首長国連邦駐劄大使中島明彦外2名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、山村順次外115名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、令和3年度第2・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、本年7月から9月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは595件、自衛隊員によるものは23件となっております。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、野田大臣。

○野田国務大臣：「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」について御説明申し上げます。本基本方針は、有識者会議の報告書を踏まえた基本理念を掲げ、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を目指すこども家庭庁の創設の考え方を示すものです。「こども政策」を総合的かつ包括的に推進するこども家庭庁を、令和5年度のできるだけ早期に設置することとし、次期通常国会に所要の法律案を提出します。また、本基本方針の策定に当たり総理に提言された有識者会議報告書も踏まえた施策の推進をしていただけますよう、閣僚各位の御尽力・御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：令和3年度補正予算につきましては、昨日20日に、成立いたしました。改めて、各位の御協力に対し感謝申し上げます。本補正予算を含めた「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、新型コロナウイルス感染症の次なる感染拡大への備えを固め、コロナ禍で厳しい影響を受けた方々に万全の支援を行うとともに、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動し、また、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を進めていく必要があります。各大臣におかれましては、本経済対策の各施策に盛り込まれた施策を、できるものは年内から、迅速かつ適切に実行していただきますようお願いいたします。その際、現場の声や地方自治体の意見を直接聴き、執行の改善に反映することで、盛り込まれた施策が最大限の効果をあげるよう、万全の対応をお願いいたします。

- 松野国務大臣：次に，財務大臣。
- 鈴木国務大臣：令和3年度補正予算が早期に成立したことにつきましては，私からも改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に，予算の執行につきまして，一言申し上げます。先ほどの総理の御指示にもありましたとおり，各大臣におかれましては，本補正予算に盛り込まれた取組の効果を十分に発揮させる観点から，新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ，迅速かつ適切な執行に取り組んでいただくようお願いいたします。地方自治体や関係機関の執行につきましても，迅速かつ適切な執行が図られるよう，その意見を聴きながら対応を宜しくお取り計らい願います。
- 松野国務大臣：次に，山際大臣。
- 山際国務大臣：先ほど，総理から，令和3年度補正予算及び経済対策の迅速かつ適切な実行について，御指示がございました。足下の感染状況は，多くの国民の皆様や事業者の感染対策への協力等により，落ち着いておりますが，引き続き，最悪の事態も想定し，次の感染拡大に備えておこななければなりません。本経済対策においては，こうした感染症の影響から，国民の命と暮らしを守るための十分な措置を講ずるとともに，成長分野への大胆な投資や「人」への投資の抜本的強化など，「新しい資本主義」を起動し，日本経済を一日も早く成長軌道に乗せるための施策を盛り込んでおります。本経済対策が円滑に執行されて最大限の効果を発揮するよう，各種施策の分かりやすい，効果的な情報発信・広報に努めるとともに，現場の声や地方自治体の意見を直接聴き，執行の改善に活用するなどの御協力をお願いいたします。
- 松野国務大臣：次に，総務大臣から3件御発言がございました。
- 金子（恭）国務大臣：まず，今回の経済対策が十分な効果を発揮するためには，地方公共団体においても，新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ，迅速かつ適切な事業執行に取り組んでいただくことが重要であり，その旨，地方公共団体に対し要請を行います。関係府省におかれては，円滑な事務処理の促進を図る観点から，地方公共団体の意見も踏まえつつ，迅速かつ適切な情報提供及び助言，補助金等の早期交付，事務の簡素合理化等を図られますよう，御協力をお願いしたいと存じます。

次に，日本放送協会の令和2年度の財務諸表及び業務報告書につきましては，149億円の赤字を見込んでいた同年度予算に対し，82億円の減収，484億円の支出削減の結果，251億円の事業収支差金を計上しております。この業務報告書について，総務大臣といたしましては，繰越金の現状や事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえ，より精緻な収支予算の編成に努めるとともに，受信料の在り方について，家計の負担軽減の観点から，国民・視聴者の期待に応えられるよう早急な見直しを行うことや，放送を巡る社会環境が大きく変化している中，公共放送番組のインターネット配信の意義などについて議論を深めていくことを求めています。また，新型コロナウイルスの感染拡大への対応として，正確かつ迅速な情報の提供に努めることや，公共放送としての使命を

十全に果たしていくため徹底した対策を講じることが望まれるとする意見を付しております。

次に、12月20日、「建設残土対策に関する実態調査」の結果に基づき、国土交通大臣に対して勧告を行いました。調査の結果、多くの地方公共団体で不適切な建設発生土の埋立てがみられ、これを未然に防ぐため、一時的な保管場所を把握・整理して工事間利用を進めることや、搬出先が分かる書類の発注者への報告を義務付けることなどを国土交通省に求めています。国土交通大臣におかれましては、今回の勧告を踏まえ、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、国土交通大臣。

○斉藤国務大臣：「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が十分に効果を発揮し、「成長と分配の好循環」を実現するためには、新型コロナウイルス感染症下においても、本補正予算で措置された公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要です。このため、感染症対策にかかる費用の上乗せを徹底するなど、引き続き感染拡大防止に万全を期しつつ、資機材価格の高騰などを含む市場の実態を反映した適正な予定価格の設定、働き方改革に資する適正な工期設定や施工時期の平準化などの取組を推進する必要があります。関係省庁、地方公共団体等と連携して取り組むこととしたいので、関係各位の御協力をお願いします。国土交通省としても、防災・減災、国土強靱化などの公共事業予算を始め、補正予算の迅速かつ適切な執行に取り組んでまいります。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○金子（恭）国務大臣：ただいま、国土交通大臣から御発言がありましたが、「経済対策」が最大限効果を発揮し、「成長と分配の好循環」を実現するためには、地方公共団体にも御協力いただくことが必要となります。総務省としては、公共工事が円滑に発注でき、十分にその効果が発揮されるよう、引き続き感染拡大防止に万全を期しつつ、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定、適正な工期設定や施工時期の平準化などについて、関係府省と連携して、地方公共団体に取組を要請してまいりたいと考えており、関係各位の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 3 年 〕 (火)
12 月 21 日

◎ 一般案件

- 資料あり ○ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針について（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ { 1. 日本放送協会令和 2 年度財産目録，貸借対照表，損益計算書，資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書を国会に提出すること
1. 日本放送協会令和 2 年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会
の意見書を国会に送付すること
- 資料なし ☆ モルドバ国特命全権大使ドゥミトル・ソコラン外 1 名の接受について（決定）（総務省）（外務省）
- 〃 ☆ コートジボワール国及びトーゴ国駐劄特命全権大使一方井克哉外 1 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使倉光秀彰外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）
- 〃 ☆ 恩赦について（決定）（内閣官房）

◎ 国会提出案件

- 資料あり ○ { 1. 参議院議員浜田聡（みん）提出石原伸晃氏の
内閣官房参与就任に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出天皇及び皇族が御結婚される際に例外的な対応を行う場合の処理等に関する質問に対する答弁書について（決定）（宮内庁）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出政党がする寄附と公職選挙法第 199 条の 3 に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）

1. 衆議院議員緒方林太郎（有志）提出G A T T 第21条の解釈に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員松原仁（立民）提出中国の人権状況と北京冬季五輪の外交的ボイコットに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員阿部知子（立民）提出「S B S 理論」に基づく「子ども虐待対応の手引き」の見直しを求めることに関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員阿部知子（立民）提出厚生労働省「新型コロナワクチンQ & A」コラム欄の記載に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員緑川貴士（立民）提出改正食品衛生法上の営業許可対象に漬物製造業を追加することに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出ゲーム障害を精神疾患に位置付けるか否かに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員宮沢由佳（立憲）提出子宮頸がん予防ワクチンに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎公布（法律）

1. 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（決定）
1. 国会議員の歳費，旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（決定）

資料
な し

☆

- ◎政 令
- 資料あり ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための
預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期
日を定める政令（決定）（デジタル庁）
- 〃 ○国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（法務省）
- 〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の
額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女
教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を
改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の
支給に関する法律施行令の一部を改正する政令
（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施
行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関す
る法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業・環境省）
- 〃 ○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整備に関する政令（決定）
（経済産業・財務省）
- 〃 ○騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を
改正する政令（決定）（環境省）

- ◎人 事
- 資料あり ○特命全権大使中島明彦外 2 名を願に依り免ずること
について（決定）
- 〃 ☆千葉大学名誉教授山村順次外 1 1 5 名の叙位又は
叙勲について（決定）

- ◎報 告
- 資料あり ☆国家公務員法第 1 0 6 条の 2 5 第 1 項等の規定に
基づく報告について（内閣官房）

資料あり ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について (防衛省)

[○署名あり ☆署名なし]